

## SCSK健康保険組合並びに事業所が共同で実施する 健康診査事業の公表について

SCSK健康保険組合  
理事長 小林 良成

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。当組合では、健康診査事業について、適用事業所と共同で実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤健診データの管理責任者について、次のように公表いたします。

### 1. 適用事業所との健康診査事業の共同実施について

当健康保険組合では、被保険者(従業員)の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、適用事業所と健康診査事業を共同実施しております。

### 2. 共同利用する健診データ項目について

- 内科診察(問診と聴打診、既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査)
- 身体計測
  - ・身長、体重、腹囲、BMI
- 視力・聴力検査(会話法あるいはオーディオメーター)
- 胸部X線
- 肺機能測定
  - ・肺活量、予測肺活量、肺活量比、一秒量、一秒率
- 喀痰検査(結核菌、または肺がん検診)
- 血圧測定
  - ・収縮期、拡張期
- 心電図検査(安静時あるいは負荷)
- 尿検査
  - ・蛋白、糖、潜血、ウロビリノーゲン、PH
- 血清検査
  - ・尿素窒素、クレアチニン
- 胃透視または胃内視鏡検査またはペプシノゲン検査

- 便潜血反応検査
  - 直腸・肛門触診、前立腺(触診、男性のみ)
  - 大腸内視鏡検査(精密検査時)
  - 腹部超音波検査(肝臓、胆のう、脾臓、膵臓、腎臓)
  - **肝機能検査**
    - ・ GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、コリンエステラーゼ、ALP、LAP、A/G
  - 膵臓検査(アミラーゼ)
  - 肝炎ウイルス検査
    - HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体(40歳以上1回)
  - 血中脂質・尿酸検査
    - ・ 血清トリグリセライド(中性脂肪)、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、尿酸
  - **血糖検査**(糖代謝)
    - 空腹時血糖・尿糖、糖負荷試験(60分血糖・尿糖、120分血糖・尿糖)、HbA1c
  - 血液検査(貧血検査)
    - ・ 白血球、赤血球、血色素量、Ht、血小板、MCH、MCV、MCHC、好中球、好酸球、好塩基球、単球、リンパ球
  - 子宮がん検査(内診、細胞診:女性のみ)
  - 乳がん検査(視触診、マンモグラフィ、超音波:女性のみ)
  - 眼圧検査
  - 眼底検査
  - 腫瘍マーカー検査
  - 梅毒検査、TPHA、RPR
  - 胸部CT
  - 頸動脈エコー、血圧脈波、血中BNP
  - 脳MRA、MRI
  - 上記検査等通知のほか、その他医療機関実施の人間ドックに含まれる各項目の判定結果、総合判定・指導事項
- ※ゴシック部分は、労働安全衛生法に定める健診項目(法定健診)

### 3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・当健保組合:保健事業担当部門
- ・適用事業所:健康管理担当部門、グループ健康相談室

#### 4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・ 適用事業所では、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進しています。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、当組合とともに、健康の保持・増進に努めています。
- ・ 当組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、適用事業所とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めています。  
具体的健診データの利用は、当組合の基幹システムにデータ保存します。また、生活習慣病のリスクが高い対象者及びその予備群を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

#### 5. 健診データの管理責任者について

- ・当健保組合：個人情報取扱責任者（常務理事）
- ・適用事業所：健康管理担当責任者